



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2024/2/12

NO.548 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

IT導入補助金獲得！「最後まで諦めなくて良かった」



IT導入補助金の契約を交わす
 石井ブロック瓦工業

国のIT導入補助金制度を活用し、インボイス対応の弥生会計ソフトの補助金を獲得した石井ブロック瓦工業です。

昨年11月に開催した民商のIT導入補助金説明会に参加し、制度の内容などを学び申請を始めました。申請には、提出書類の準備、GビズIDの取得、支援事業者の選択、聞きなれない言葉にも苦勞しながら慣れない電子申請手続きに何度か諦めかけました。しかし、民商のアドバイスもあり、最後までくじけず申請完了までたどり着きました。結果がでるまで約1ヶ月間待ち、先月無事に採択されました。支援事業者と契約を結び、今後ソフトが納品されます。「途中でくじけそうになったが最後まで諦めなくて良かった。民商のおかげで助かった。これからはこの会計ソフトを使って記帳していきたい」と意欲を燃やしています。

確定申告相談会のお知らせ

早めに予約をしてください。

2月15日(木)	午後2時～
2月16日(金)	午後1時30分～
2月20日(火)	午前10時～
2月21日(水)	午前10時～
2月24日(土)	午前10時～
2月26日(月)	午後2時～
2月27日(火)	午後1時30分～
2月28日(水)	午後1時30分～
3月1日(金)	午前10時～
3月2日(土)	午後1時30分～
3月3日(日)	午前10時～

重税反対統一行動

とき 3月11日(月)午前10時30分
ところ カフェト村上 1階 ホール

2月なんでも相談会

日時 2月15日(木)、26日(月)

いずれも午後2時から

場所 民商事務所

- ・インボイス
- ・記帳・経営・会社設立
- ・労災保険・社会保険
- ・消費税など

※相談ご希望の方は、

事前に民商へ予約をお願いします。



過払い金の相談も受付しています

2月の無料法律相談

日時 2月15日(木)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 2月13日(火)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2024/2/12

NO.548 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

村上税務署と集団申告等の交渉

5日、竹内会長・渡辺副会長・青木事務局長は、3月11日の所得税・消費税集団申告等について村上税務署に左記のとおり要望書を提出してきました。

【要望事項】

1、今年の集団申告は3月11日(月)午前11時より行います。この集団申告は、申告納税制度に基づき自ら作成した申告書を直接税務署へ届ける行為です。適切な人員の配置、迅速・丁寧な対応で円滑に実施されるよう要望します。

2、申告書受付に関して、収支内訳書は、年々努力を重ね提出者は増加していますが、中には作成困難な人もいます。「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」との第101国会付帯決議を尊重し、提出の強要はしないで下さい。

3、国税庁は民商へ「確定申告書にマイナンバーが未記載でも罰則はない」「申告書は受理する」と回答しています。税務関係書類の提出においてマイナンバーの記載がなくても書類は受け取り、不利益を及ぼさないでください。

4、来年実施予定の「收受日付印の押なつの廃止」は撤回し、希望者には引き続き收受日付印の押なつを行ってください。また確定申告書の郵送は継続してください。

5、納税相談にあたっては、納税者に親切・丁寧な対応で、生活実態・経営状況に応じて、生活維持・営業継続できるよう、「申請型の換価の猶予」等「納税緩和措置」の活用を奨励してください。

6、税務調査にあたっては「税務運営方針」に沿って納税者に誠実に対応して下さい。

以上、
6項目について要望しました。



令和6年度村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金

補助金額

【通常工事】

- 20万円以上の事業費で15%の補助、上限10万円
- ※通常工事に加えて、断熱改修工事を実施した場合の上限額は15万円
- ※通常工事で過去に交付決定を受けている場合の上限額は5万円、断熱改修工事を実施した場合の上限額は10万円

【省エネ工事】

- 5万円以上の事業費で20%の補助、上限3万円

受付期間・会場

【本庁】3月11日(月)～19日(火) 市役所本庁3階 第一会議室

村上市令和6年度就学援助制度を活用しましょう

小・中学校へ通学する児童生徒をお持ちで経済的に困りの家庭を対象に、学校で必要な学用品費や給食費などを援助する制度

4月1日認定分の提出期限は、令和6年2月29日(木)
 (小学校新1年生は5月上旬予定)

※申請は随時受け付けていますが、上記期限を過ぎた場合、申請の翌月からの認定

- ・申請は、書類1枚記入するだけ
- ・小中学生の子どもさん、お孫さんがいる世帯は申請可能
- ・給食費・修学旅行費・通学用品費などを援助

